

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度が活用できる教育訓練

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由による事業活動の縮小を余儀なくされ、休業及び教育訓練を行った事業主に対して助成する制度として、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金があります。

今回、新たに、当協会が実施する教育訓練がこれらの助成金の対象となりました。同助成金では、教育訓練費が助成されますので、事業主の方はご活用されることをお勧めいたします。

なお、助成金支給の対象となる教育訓練の種類、内容には一定の要件があり、受給に際しては鳥取労働局またはハローワークへの事前の届出が必要です。

詳しくはハローワーク（公共職業安定所）もしくは鳥取労働局職業安定部職業対策課（0857-29-1709）へお問い合わせ下さい。

(1) 要 件

- イ 事業主が自ら指定した対象期間内(1年間)に行われるものであること。
- ロ 所定労働日の所定労働時間に全1日にわたり行われるものであること。
- ハ 就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと。
- ニ 労使間の協定による教育訓練であること。
- ホ 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、労働日に通常支払われる賃金の額に0.6を乗じて得た額以上であること。

(2) 種 類

教育訓練の種類	留意事項	原則として対象とならないもの
事業所内訓練	事業主が自ら事業所内で実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して行われるもの。	イ 当該企業において通常のカリキュラムに位置づけられているもの。 ロ 法令で義務づけられているもの。 (労働安全衛生法では、59条、60条に基づく研修) (例えば、特別教育、職長等教育など)
外部研修 (当協会が該当します。)	職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設、同法第47条に規定する指定試験機関、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第184条に規定する各種学校、社団法人又は財団法人、中央労働災害防止協会等の施設において実施するもの。	ハ 転職や再就職の準備のためのもの。 ニ 教育訓練科目、職種等の内容に関する知識又は技能、実務経験、経歴を有する指導者又は講師により行われるものでないもの。 ホ 講師が不在であり、かつビデオやDVD等を視聴するもの。
委託訓練	事業主団体等に委託して実施するもの。(事業主団体等と委託契約を締結し、当該契約に基づいて実施されるものであること。)	

助成金の対象となる教育訓練

当該企業において通常のカリキュラムに位置づけられていない限り、次の(例)のようなものについては、教育訓練として認められます。

(例) フォークリフトや小型移動式クレーン等の技能講習など